

美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町条例第13号

美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例

美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例(昭和32年美浜町条例第7号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---------------|-----------|-----------|----------------|-----|--------|
| 別表第1(第2条関係) | | | 別表第1(第2条関係) | | |
| 区分 | 報酬額 | | 区分 | 報酬額 | |
| 総合計画審議会委員 | 日額 | 6,300円 | 総合計画審議会委員 | 日額 | 6,300円 |
| <u>削る</u> | <u>削る</u> | <u>削る</u> | 美浜町まち・ひと・しごと創生 | 日額 | 6,300円 |
| 男女共同参画プラン策定委員 | 日額 | 6,300円 | 総合戦略推進会議委員 | | |
| 会委員 | | | 男女共同参画プラン策定委員 | 日額 | 6,300円 |
| | | | 会委員 | | |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。